平成20年4月24日
国立病院機構本部
企画経営部指導課

医業未収金の支払案内等業務委託に係る入札に関する照会及び回答

照　会		回　答
実施要項3頁、3(2)(ｲ) 支払方法の相談業務について、自ら判断を行わず適時報告を行い、回答を得るとあるが、分割の約束を取り付けた場合、大半が様々な分割ケースが出てくると考えられるが、その都度、各病院へ確認が必要でしょうか。ある一定の分割回数は任せていただけると考えてよろしいか。	→	本業務委託については、弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条に抵触しない範囲内で事業を実施することとしていますので、ご質問の場合は、その都度、該当病院へ照会頂き、病院からの回答を得て対応して頂くこととなります。 なお、その実施方法は具体的に提案書において明記して下さい。
実施要項3頁、3(2)(ｳ) 居所等調査業務について、住民票調査をした際に、判明者については、その都度、報告が必要でしょうか。 その判明した原本は、委託事業者が保存するのでしょうか。	→	実施要項3頁、3(2)(ｵ)②に記載している適時報告については、全て、その都度、報告して頂くことが必要です。 但し、その都度とは至急ということではありませんので、1日分をまとめて翌営業日に照会する等、その実施方法は具体的に提案書において明記して下さい。 なお、その際、取得された住民票写し等については、委託事業者にて適切に保管若しくは処分していただきます。
実施要項3頁、3(2)(ｴ) 集金代行業務について、委託された債権で、未払者等が病院に直接入金した場合、速やかに民間業者に情報提供を行う事とあるが、入金扱いとみなし報酬は発生すると考えてよろしいか。	→	実施要項6頁、3(5)(ｲ)②に記載のとおり、委託した債権で、未払者等が病院に直接入金した場合は、その金額が民間事業者に入金があったものとみなして、翌月以降の委託事業者からの振込額を調整します。
実施要項3頁、3(2)(ｵ) 報告書の作成・報告業務について、電子媒体での報告は、特別なセキュリティーソフトが必要でしょうか。	→	ご質問の事項につきましては、方法若しくは手段等について特定していませんので、個人情報を取扱うこと等を十分ご配慮頂いた上で、具体的に提案書において明記して下さい。
実施要項3頁、3(2)(ｵ)①定期報告において、「電子媒体」により機構の各病院へ報告とあるが、具体的にいかなる媒体（ＦＤ、ＭＯ等）をお考えか。 仮に各病院において電子媒体が異なるならば、各病院毎ご教示願いたい。	↑	（同上）
実施要項3頁、3(2)(ｵ)②適時報告の（ⅱ）の「未払者等から支払方法について相談があった場合」の貴構への報告は、ＦＡＸ若しくはメール等のいかなる通信手段をお考えか。 仮に各病院においてご相談方法が異なるならば、各病院毎ご教示願いたい。	↑	（同上）

照　　　　　　　　　　会		回　　　　　　　　　　答
実施要項6頁、3(6)(ｲ) において、民間事業者に提供する情報を、電子媒体により機構の各病院が行うものとあるが、電子媒体のフォーマットについては、こちらで用意するということでよろしいか。	→	委託する医業未収金の情報提供様式につきましても、機構各病院が情報提供すべき項目等を含め、具体的に提案書において明記して下さい。
実施要項6頁、3(7)において、委託時に未払者に対して「民間事業者に委託することとなる旨を通知する」と記載がありますが具体的にどのような方法、内容で通知されるのでしょうか。	→	文書により、一定期間（4ヶ月）のうちに、お支払い頂けない場合は、民間事業者へ支払案内等の業務を委託することとなる旨を通知します。
実施要項13頁、6(3)(ｵ)再委託･回収効果をあげるのにサービサー再委託を事前に行えば可能とのことであるが、再委託先が「厚生労働省競争参加資格」のD以下、若しくは、未申請のサービサーでも可能でしょうか。	→	再委託事業者においては、厚生労働省競争参加資格については不要ですが、指名停止の措置を受けている期間中である場合は、不可となります。 また、いわゆるサービサーに再委託する場合は、提案書に必要事項を明記するとともに、再委託先の「暴力団排除に関する規定の審査に必要な書類」（入札参加事業者を再委託事業者に読み替えて下さい）を提出して下さい。 なお、地区別に支払案内等業務の全てを再委託することは認められませんので、ご注意下さい。
実施要項14頁、6(3)（ｷ）契約の解除について、機構側からの契約解除事項となっているが、やむを得ない場合、委託事業者側から各病院に対して契約解除を行うことは可能でしょうか。	→	委託事業者側からの本契約に係る解除権は、 ･機構が当該業務委託契約に違反し、その違反により当該業務委託契約の履行が不可能となった場合 ･やむを得ない事情により、あらかじめ機構の承認を得た場合 について、契約書において規定します。
実施要項28頁、提案書評価基準において、「本事業に類する有用な支払案内業務の実績がある場合は根拠を踏まえ」とあるが、病院以外の業種と捉えてよろしいか。	→	病院の医業未収金以外の債権に対する支払案内業務となります。
今回の入札は1社に業務委託する予定でしょうか。それとも、複数社で業務委託する予定でしょうか。	→	国立病院機構82病院と1社との業務委託契約となります。
集金業務、若しくは、居所等調査業務に関して直接訪問は可能でしょうか。	→	弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条に抵触しない範囲内での業務行為であれば、可能と考えます。
本件委託業務については、委託事業者による「回収行為」、若しくは、集金代行の「支払案内業務」のどちらに該当するのでしょうか。	→	弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条に抵触しない範囲内での支払案内、支払方法の相談、居所等調査及び集金業務委託となります。

照　　　　　　　　会		回　　　　　　　　答
業務開始後、月次で新しいデータの受渡が発生すると思われますが、データの更新は洗替方式となるのでしょうか、それとも積上方式になるのでしょうか。	→	平成20年11月より、毎月、債権発生から4ヶ月が経過して新規に委託することとなる医業未収金に関する情報のみを提供することとなります。
同一の未払者等に対して2件以上の債権が委託されるケース、または、同一の未払者等に対して2件以上の債権が存在し一部分だけ委託されるケースがあるでしょうか。	→	複数回の入院料の未払い、または、そのうちの1件は4ヶ月未満の未払い等の理由により、両者ともあり得ると考えられます。
第2期以降の「医業未収金発生後1年以上債権」とは、 ”第1期において「医業未収金発生後4ヶ月以上1年未満債権」で既に受託している債権が、「未収発生後1年が到来した債権」である” という捉え方でよろしいか。 また、上記の捉え方である場合、対象債権の手数料は、「1年以上債権」の実績報酬率で計算した額となるのか。	→	「発生後4ヶ月以上1年未満債権」と「発生後1年以上債権」の区分は、①要求水準、最低水準の入金率を判定する場合と②委託費を計算する場合とで異った設定となります。 ①要求水準、最低水準の入金率を判定する場合（実施要項26頁別添(3)参照） 第1～3期のそれぞれの期首（平成20年、21年、22年の10月1日現在）において、発生から1年未満債権若しくは1年以上債権と設定します。また、期中に発生から4ヶ月経過して新たに委託する債権は1年未満の債権となります。 ②手数料（委託費）を計算する場合 全て、委託時点での発生から経過している期間で設定します。 例示すると、平成20年10月に委託する平成19年10月に発生した医業未収金を平成23年9月に回収した場合であっても、その委託費の算出は、「発生後1年未満」で契約する実績報酬率を乗じた額となります。 従いまして、ご照会の場合、 ①要求水準、最低水準の入金率を判定する場合の区分は、第1期において委託する発生後4ヶ月以上1年未満債権のうち、平成20年10月～平成21年4月までに発生した債権は、第2期においても発生後1年未満債権となり、第3期においては発生後1年以上債権となります。 ②手数料（委託費）については、第2期以降に回収された場合であっても、「発生後1年未満債権」として計算した実績報酬となります。
各病院の指示に基づいて未払者と分割支払の合意がなされた場合、入金先は当社設定口座のままで構わないのでしょうか。それとも合意時点でエスカレーションの対象となり各病院に戻されることになるのでしょうか。 また、戻された場合は、その後の入金に対する実績報酬は発生しないのでしょうか。	→	当該契約期間内は、委託事業者の支払案内、相談業務によって分割支払となった場合、各病院ではなく委託事業者の口座にご入金頂き、その入金に対する実績報酬が発生することとなります。